

特記仕様書

事業名	亜熱帯庭園都市の道路美化事業
業務名	令和6年度 那覇市街路樹再整備計画策定業務（現地調査）
履行箇所	那覇市内一円
履行期間	着手日から令和7年2月28日
業務概要	路線調査、街路樹調査 各一式

(適用)

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「令和6年度 那覇市街路樹再整備計画策定業務（現地調査）」に適用する。本業務の履行にあたっては、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」（令和5年7月適用）、及び本特記仕様書など関係法令等に基づき実施しなければならない。ただし、記載のないものについては調査職員と協議による。

(目的)

第2条 観光都市にふさわしい快適かつ良好な景観形成に寄与する街路樹の再整備のあり方について計画策定を行うための基礎調査として、路線情報や街路樹情報、課題抽出に資する資料収集を目的とした現地調査を行う。

(業務数量及び対象路線)

第3条 本業務の業務数量及び対象路線については、別紙「数量総括表」のとおりとする。

(作業内容)

第4条 本業務の作業内容は以下のとおりとする。

- 1 計画準備
業務遂行に必要な資料を収集・整理するとともに、必要な人員及び配置、業務の進め方や工程などを整理し、業務計画書を作成する。
- 2 資料調査
那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブックや既往街路樹情報等、各種関連資料を収集、整理する。
- 3 路線調査
再整備計画の立案に資することを目的とした路線調査を実施する。路線調査では、収集した資料及び現地調査を基に、路線の位置付け(市民・観光客等に向けた重要度)・沿道景観分類(ゾーニング)・歩道幅員・路側帯幅・植栽間隔・主な植栽樹種等、路線単位の概括的な情報を収集・整理する。
- 4 街路樹調査
再整備計画の立案に資することを目的とした街路樹調査を実施する。
 - 4-1) 調査票作成
植栽樹種や植栽基盤等の街路樹情報に必要な項目を整理し、調査票を作成する。調査項目は下表のとおり。

分類	調査項目
高木・ヤシ類	街路樹本数・植栽樹種・生育状況(3段階評価)・支柱タイプ・植栽スペースの規格(植樹柵 L*W、植樹帯 W)・位置(車道側・中央・セットバック等)・地表面の状況(雑草・雑草対策・低木等)・歩道舗装状況(根上がりの有無)等
低木類	街路樹本数・植栽樹種・生育状況(3段階評価)・植栽スペースの規格等 ※面積等の数量は、既往の道路植栽管理業務数量を参考にする。

4-2) 現地調査

対象路線の街路樹について、作成した調査票に基づき現地調査を実施する。なお、調査段階にて、明らかに枯死している樹木がある場合は発注者に報告するものとする。

4-3) 取りまとめ

現地調査結果の情報整理を行う。

5 調査結果一覧表作成

路線調査及び街路樹調査にて整理された情報を基に路線毎に一覧表を作成する。

6 報告書作成

上記までの検討プロセスを報告書として整理するなど、成果品の取りまとめを行う。

7 照査

業務の主要な区切りにおいて検討内容や成果品等の照査(計3回)を実施する。

8 打合せ協議

初回、中間(2回)、最終の計4回の打合せ協議を行う。

(業務の着手と工程表)

第5条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(調査職員)

第6条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。

(管理技術者)

第7条 「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士(建設部門(都市及び地方計画又は道路))又はRCCM(都市計画及び地方計画部門又は造園部門)の資格保有者であること。

(照査技術者)

第8条 受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、技術士(建設部門(都市及び地方計画又は道路))又はRCCM(都市計画及び地方計画部門又は造園部門)の資格保有者であること。

(業務カルテ)

第9条 受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第10条 1 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第11条 受注者は契約後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(関係機関等との協議及び調整)

第12条 1 関係機関との調整、及び協議を十分に行うこと。
(那覇市道路管理課、その他業務上必要とする関係機関)
2 関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

(地元関係者との調整等と土地への立入り)

第13条 1 地元関係者との調整並びに協議に当たっては、誠意を持って接するものとし、これに必要な資料の作成を行うこと。
2 現地調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に立入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立入ることとし、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者の責任と負担をもって処理すること。

(占用物件)

第14条 本業務実施の際、占用物件等の事前調査を十分行い、地下埋設物や敷設された構造物に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任と負担をもって処理すること。

(成果品)

第15条 本業務の成果品は別紙(表-1)のとおりとする。

(電子納品)

第16条 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の「電子納品に関する手引き(案)」(以下「手引き」という。)に基づいて作成するものとする。

- 3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R(ISO9660フォーマット レベル1))で2部提出する。なお、要領・基準類及び手引きに特に記載の無い項目については、監督職員と事前協議(「事前協議チェックシート」手引きより)を行い決定すること。
- 4 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(関連法令等の遵守)

第17条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

- 第18条
- 1 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。
 - 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第19条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

第20条 発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第21条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第22条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

- 第23条
- 1 請負者は、当該業務の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年1月12日)」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
 - 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第24条 1 受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を契約検査課へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。

(その他)

第25条

- 1 この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、受注者と発注者で協議の上、定めるものとする。

別紙（表－１） 成果品一覧表

業 務 内 容	様 式 等	数 量	
路線調査 街路樹調査	(1) 業務成果報告書 (2) 本業務成果報告書の概要書 (3) その他、調査職員が指示するもの	各 2	部

業 務 内 容	様 式 等	数 量	
電子納品成果品	・ CD-R (IS09660フォーマットレベル1)	各 2	部

表-1に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。